

議案第 38 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月23日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「野田市が行う国民健康保険」を「本市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「野田市国民健康保険運営協議会」に

「第6章 国民健康保険税（第10条）
第7章 罰則（第11条—第14条）」を

「第6章 保険料（第10条—第45条）
第7章 雑則（第46条・第47条）」に改める。

第8章 罰則（第48条—第51条）」

「第1章 野田市が行う国民健康保険」を「第1章 本市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出しを「（本市が行う国民健康保険の事務）」に改め、同条中「野田市（以下「市」という。）」を「本市」に、「定」を「定め」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 野田市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「野田市国民健康保険運営協議会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会（）」を「野田市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。）」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「5人」を「4人」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

第5条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第7条第2項中「昭和57年法律第80号」の次に「。以下「高齢者医療確保法」という。」を加える。

第9条各号列記以外の部分中「市」を「本市」に、「第72条の4」を「第72条の5」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第14条を第51条とする。

第13条中「市」を「本市」に改め、「により」の次に「保険料」を加え、同条を第50条とする。

第12条中「市」を「本市」に、「の提示」を「の提出」に改め、同条を第49条とする。

第11条中「市」を「本市」に改め、同条を第48条とする。

第7章を第8章とする。

第6章を次のように改める。

第6章 保険料

(保険料の賦課)

第10条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

(保険料の賦課額)

第11条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第37条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号

に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及

び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(3) 当該年度における第43条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第37条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適

用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第37条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の5.5
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について14,000円
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について34,000円
 - イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）
1世帯について17,000円
 - ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について25

, 500円

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第18条 第16条の被保険者均等割額は、第15条第2号に規定する額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第19条 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第3号アに規定する額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条第3号イに規定する額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条第3号ウに規定する額（基礎賦課限度額）

第20条 第13条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者

等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。)は、580,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第37条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第43条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第22条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属

する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第23条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第24条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.75

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について11,800円

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第25条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第26条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第24条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第27条 第25条の被保険者均等割額は、第24条第2号に規定する額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第28条 第22条又は第25条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第29条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第37条の規定により介

介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第43条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(介護納付金賦課額)

第30条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第31条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第32条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次

のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.24

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について13,300円

(介護納付金賦課限度額)

第33条 第30条の介護納付金賦課額は、160,000円を超えることができない。

(賦課期日)

第34条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第35条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第36条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条、第22条若しくは第25条の額

(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第30条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条、第22条若しくは第25条の額若しくは第30条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せ

ず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して

計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 2 前項（同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「580,000円」とあるのは「190,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項（同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第30条」と、「580,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等の特例）

第38条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

（保険料の端数計算等）

第39条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれに100円未満の端数があるとき又はそのそれぞれの全額が100円未満であるときは、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについてその端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 保険料の賦課額を納期ごとに分割する場合において、その納期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額にそれぞれ合算するものとする。

（保険料の額の通知）

第40条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第41条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(徴収猶予)

第42条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認め

られるものに対し、保険料を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) その他特別な事情がある者

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 保険料の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限（以下この項に

において「提出期限」という。)までに前項に規定する申請書を提出しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、提出期限後においても、減免の申請を行うことができる。

- 4 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第44条 保険料の納付義務者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第45条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(準用)

第46条 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)の規定を準用する。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則に次の3項を加える。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第37条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第41条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(保険料の減免の特例)

- 5 当分の間、第43条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(野田市国民健康保険税条例の廃止)
- 2 野田市国民健康保険税条例(昭和43年野田市条例第26号)は、廃止する。
(野田市国民健康保険税条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の野田市国民健康保険税条例の規定に基づいて賦課し、又は賦課すべきであった国民健康保険税の賦課徴収については、なお従前の例による。

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い所要の改正を行うことに合わせて、国民健康保険事業に要する費用の徴収の保険料方式への変更及び保険料率に関する規定を整備しようとするものである。

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険条例(昭和43年野田市条例第25号)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 本市が行う国民健康保険の事務 (第1条)</p> <p>第2章 野田市国民健康保険運営協議会 (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料(第10条—第45条)</p> <p>第7章 雑則(第46条・第47条)</p> <p>第8章 罰則(第48条—第51条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 本市が行う国民健康保険の事務 (本市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 野田市国民健康保険運営協議会 (野田市国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 野田市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により設置する本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 <u>1人</u></p> <p>2 (略) (一部負担金)</p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、法第42条の規定による一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(葬祭費)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 野田市が行う国民健康保険(第1条)</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会(第2条・第3条)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>第6章 国民健康保険税(第10条)</p> <p>第7章 罰則(第11条—第14条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 野田市が行う国民健康保険 (野田市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 野田市(以下「市」という。)が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会 (国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>5人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>5人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>5人</u></p> <p>2 (略) (一部負担金)</p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条の規定による一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(葬祭費)</p>

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(保健事業)

第9条 本市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) (略)

(削る。)

(4) (略)

第6章 保険料

(保険料の賦課)

第10条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。

(保険料の賦課額)

第11条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第37条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準と

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(保健事業)

第9条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) (略)

(4) はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術

(5) (略)

第6章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第10条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

して算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 74 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) 当該年度における第 43 条第 1 項の規

定による基礎賦課額の減免の額の総額
(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第 13 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第

35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第37条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第37条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の5.5
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について14,000円
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について34,000円
イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号

に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について 17,000円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について 25,500円

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第18条 第16条の被保険者均等割額は、第15条第2号に規定する額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第19条 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第3号アに規定する額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつ

て当該特定同一世帯所属者が法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 15 条第 3 号イに規定する額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月の翌月から同日の属する月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 15 条第 3 号ウに規定する額

(基礎賦課限度額)

第 20 条 第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 16 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 36 条及び第 37 条において同じ。)は、580,000 円を超えることができない。
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 21 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 37 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 43 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合

算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第 43 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 22 条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 23 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 24 条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 2.75

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 11,800 円

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 25 条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 26 条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 24 条第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 27 条 第 25 条の被保険者均等割額は、第 24 条第 2 号に規定する額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 28 条 第 22 条又は第 25 条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 22 条の後期高齢者支援金等賦課額と第 25 条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 36 条及び第 37 条において同じ。)は、190,000 円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第 29 条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 37 条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 43 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付

に要する費用に限る。)のための収入
(法附則第9条第1項の規定により読み
替えられた法第72条の3第1項の規定
による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第43条第1項の規
定による介護納付金賦課額の減免の額の
総額

(介護納付金賦課額)

第30条 保険料の賦課額のうち介護納付金
賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦
課被保険者につき算定した所得割額及び被
保険者均等割額の合算額の総額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第31条 前条の所得割額は、介護納付金賦課
被保険者に係る賦課期日の属する年の前年
の所得に係る基礎控除後の総所得金額等
に、次条第1号に規定する所得割の保険料
率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第32条 介護納付金賦課被保険者に係る介
護納付金賦課額の保険料率は、次のとおり
とする。

(1) 所得割 100分の2.24

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につ
いて13,300円

(介護納付金賦課限度額)

第33条 第30条の介護納付金賦課額は、
160,000円を超えることができない。

(賦課期日)

第34条 保険料の賦課期日は、4月1日とす
る。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第35条 普通徴収に係る保険料の納期は、次
のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 次条の規定により保険料額の算定を行っ
たときは、普通徴収に係る保険料の納期を
定め、これを通知しなければならない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅

又は被保険者数の異動等があった場合)

第 36 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 16 条、第 22 条若しくは第 25 条の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 30 条の額又は次条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 2 項若しくは第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 16 条、第 22 条若しくは第 25 条の額若しくは第 30 条の額又は次条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 2 項若しくは第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

第 37 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦

課額は、第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 580,000 円を超える場合には、580,000 円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をい

う。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に275,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者

の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 前項(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「580,000円」とあるのは「190,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第30条」と、「580,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第38条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特

例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(保険料の端数計算等)

第39条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれに100円未満の端数があるとき又はそのそれぞれの全額が100円未満であるときは、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについてその端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 保険料の賦課額を納期ごとに分割する場合において、その納期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額にそれぞれ合算するものとする。

(保険料の額の通知)

第40条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第41条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(徴収猶予)

第42条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合にお

いては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者
ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28

年法律第 245 号) の規定による私立
学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定によ
り日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り
付けるべき余白がなくなるに至るま
での間にある者。ただし、同法第 3
条第 2 項ただし書の規定による承認
を受けて同項の規定による日雇特例
被保険者とならない期間内にある者
及び同法第 126 条第 3 項の規定によ
り当該日雇特例被保険者手帳を返納
した者を除く。

(3) その他特別な事情がある者

2 前項の規定によって保険料の減免を受け
ようとする者は、納期限前 7 日までに次に
掲げる事項を記載した申請書に減免を受け
ようとする理由を証明する書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 保険料の減免を受けようとする者が、前項
に規定する期限(以下この項において「提出
期限」という。)までに前項に規定する申請
書を提出しなかったことについて、市長が
やむを得ない理由があると認めるときは、
提出期限後においても、減免の申請を行う
ことができる。

4 第 1 項の規定によって保険料の減免を受
けた者は、その理由が消滅した場合におい
ては、直ちにその旨を市長に申告しなけれ
ばならない。

(保険料に関する申告)

第 44 条 保険料の納付義務者は、4 月 15 日
まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発
生した者は、当該納付義務が発生した日か
ら 15 日以内)に、当該納付義務者及びその
世帯に属する被保険者の所得その他市長が
必要と認める事項を記載した申告書を市長
に提出しなければならない。ただし、当該
納付義務者及びその世帯に属する被保険者
の前年中の所得につき地方税法第 317 条の
2 第 1 項の申告書が市長に提出されている
場合又は当該納付義務者及びその世帯に属
する被保険者が同項ただし書に規定する者
(同項ただし書の条例で定める者を除く。)
である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第 45 条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

第 7 章 雑則

(準用)

第 46 条 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、野田市税賦課徴収条例(昭和 25 年野田市条例第 27 号)の規定を準用する。

(委任)

第 47 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 8 章 罰則

第 48 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 49 条 本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 50 条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 51 条 (略)

30 附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被

第 7 章 罰則

第 11 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 12 条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提示若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 13 条 市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 14 条 (略)

保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第37条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第41条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(保険料の減免の特例)

- 5 当分の間、第43条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。